

探偵業の業務の適正化に関する 法律の一部改正について

探偵業法の一部改正により、令和6年4月1日から届出証明書が廃止され、新たに標識の掲示が必要となります。

～ 主な改正内容 ～

○ 届出証明書の廃止

届出証明書の廃止に伴い、届出の際は届出証明書を交付しませんが、引き続き、開始（変更）の届出は必要となります。

なお、届出に関する手数料は全て廃止となります。

○ 届出証明書再交付申請の廃止

届出証明書の廃止に伴い、届出証明書の再交付申請が廃止となります。

○ 標識の新設及び掲示

探偵業者は、自らが作成した標識を営業所に掲示するとともに、常時使用する従業者の数が5人以下である場合又は管理するウェブサイトをも有していない場合を除き、ウェブサイト上でも掲示しなければなりません。



【問合せ先】

青森県警察本部

生活安全部 生活保安課 営業・危険物係

(令和6年4月1日以降は生活安全企画課)

電話 017 (723) 4211